

## 計画の推進体制と目指す方向

### 協働による復興

震災からの真の復興を進めるためには、村民の皆さまをはじめ、企業や各種団体の方々と行政の協働が必要です。また目標の実現のために、村民の皆さままでできること（自助）、地域でできること（共助）、行政ができること（公助）により復興を推進します。

### 全員参加の復興

みんなが同じ方向を向いて、子どもからお年寄りまで、村民の皆さま全員参加での復興を目指します。

### 復興を推進する体制

必要に応じて専門家の助言と協力を受けながら、村民の皆さまによる復興の推進と、その確認を行います。

**村民の生活を早期回復し、活気ある生活を取り戻す！**

### 協働による復興

村民、企業、各種団体と  
行政の協働

### 全員参加の復興

子どもからお年寄りまで、  
村民全員参加

### 復興を推進する体制

必要に応じた専門家の  
助言と協力

このような推進体制を踏まえ、復興にあたっては、村民の皆さま全員が復興すること、地元経済に寄与すること、財政破綻を起こさない復興であることを原則とし、全国に対しモデルとなるような復興を目指します。

復興計画

地元経済に寄与する



財政破綻をしない



西原村の復興  
モデルケースを目指す

西原村 震災復興推進室

〒861-2492 熊本県阿蘇郡西原村大字小森3259  
TEL: 096-279-3111 FAX: 096-279-3506  
ホームページ: <http://www.vill.nishihara.kumamoto.jp>



# 西原村復興計画 概要版

みんなが憧れ、そして愛される  
三ツ星★☆☆のむらを目指して

## 復興計画とは

熊本地震において、本村は全域で大きな被害を受けました。

本村は、今後の地震被害への取組みについて、地震で受けた被害から単に「復旧」するだけでなく、これから先も西原村が「みんなが憧れ、そして愛されるむら」となるために、創造的な「復興」をしていく必要があると考え、これからの復旧・復興の道標として「復興計画」を策定します。

**復旧**とは、災害によって壊れた施設や機能を災害前の状態にもどす活動のことです。

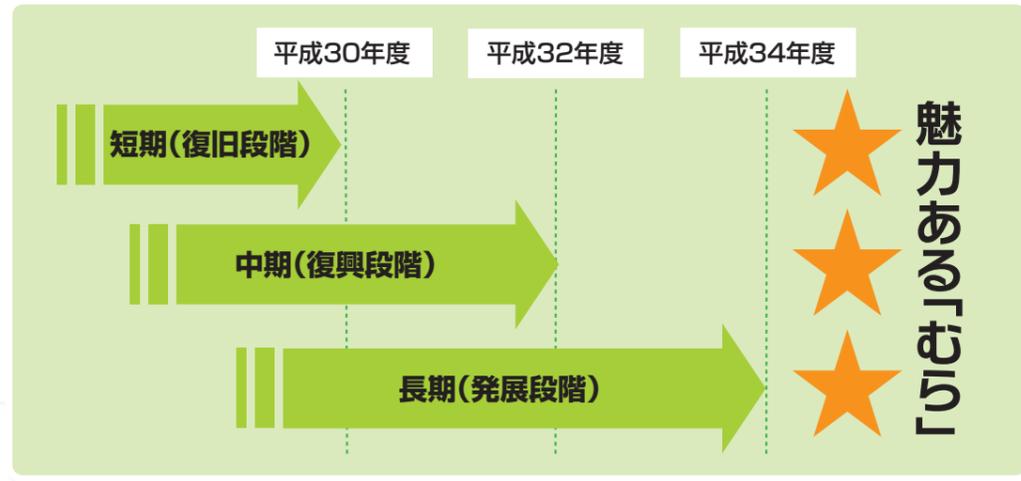
**復興**とは、災害前と全く同じ施設、機能にもどすのではなく、地域が災害前以上の活力を備えるように、暮らしと環境を再建していく活動のことです。

平成29年3月

熊本県西原村

## 計画の期間

- **短期(復旧段階):平成30年度まで** 住宅などの再建や災害公営住宅の建設、道路、河川などの復旧を目指す期間です。
- **中期(復興段階):平成32年度まで** 復旧された住宅、道路や河川を基に、村全域の本格的な復興を目指す期間です。
- **長期(発展段階):平成34年度まで** 本村が発展し、魅力ある西原村をつくり上げることを目指す期間です。



## 計画の位置づけ

本計画は、「住宅や生活環境の復旧」、「産業の再生」、「防災体制の強化による安全安心な暮らしの実現」そして、そのための「財源や人材等の確保」を基本に、熊本地震からの復旧・復興に向けた取組みを、総合的に示すためのものとします。

そのためには、すべての政策分野について「むらづくり」の視点が必要であるため、本村の最上位計画である「第5次西原村総合計画」を本計画に反映させることとします。

また、地方創生の要となる「まち・ひと・しごと創生西原村総合戦略」をはじめ、産業や福祉、教育など関連する分野の個別計画も踏まえた計画とし、速やかな復旧・復興を進めます。

第5次西原村総合計画【平成26年度～平成35年度】  
前期基本計画【平成26年度～平成30年度】

総合計画を基本として  
復興計画を策定

西原村復興計画  
【平成29年度～平成34年度】

総合戦略を参照し、  
復興計画を策定

西原村まち・ひと・しごと創生総合戦略  
【平成27年度～平成31年度】

## 復興計画の構成

本計画では、第5次西原村総合計画にも示した3つの将来像を実現するため、復旧・復興後の本村の姿を「村民共通の願い」として掲げ、第5次西原村総合計画に従った7つの分野ごとの以下の取組みを設定しました。

